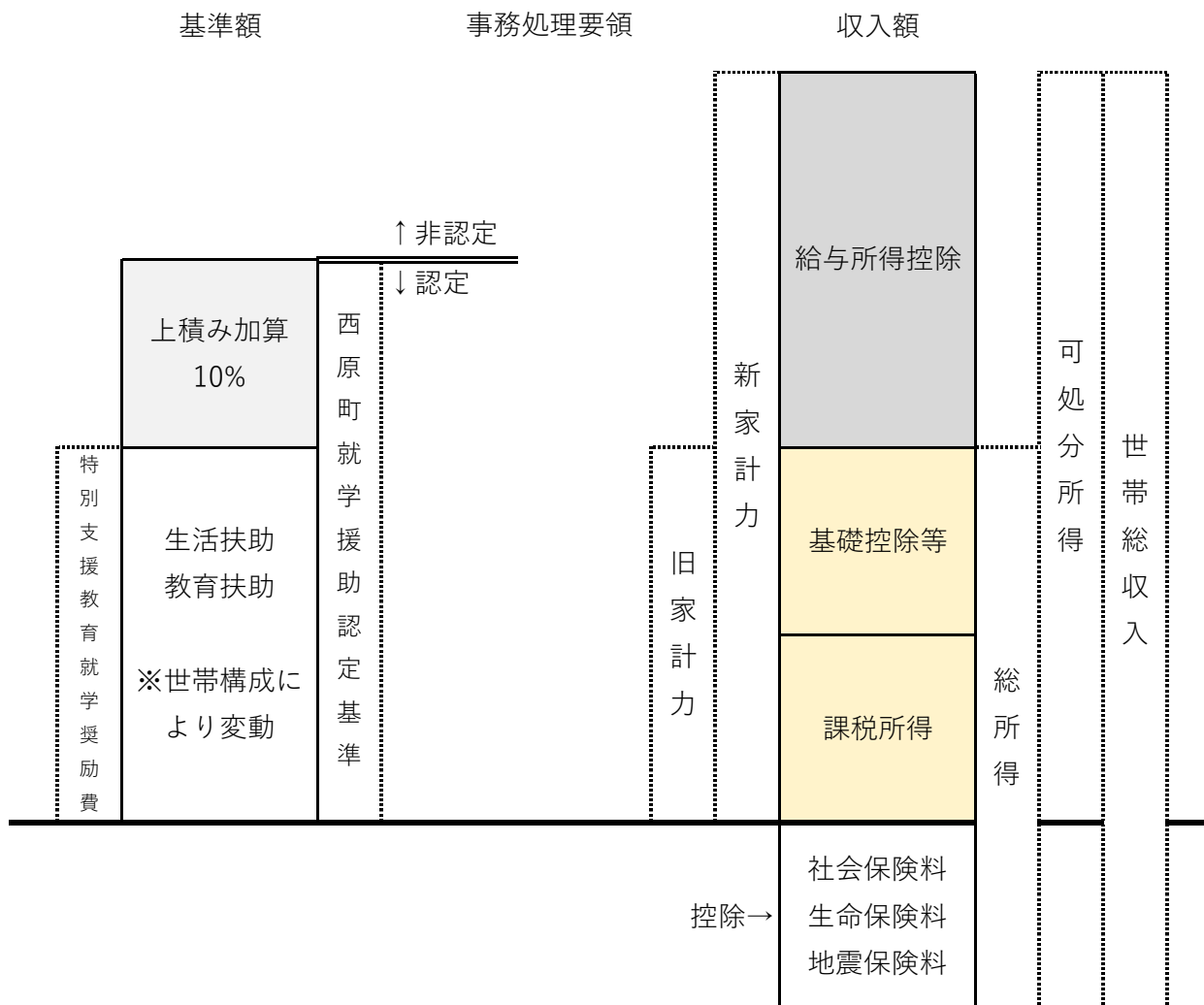


要保護及び準要保護児童就学援助事業

学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を行う。

就学援助認定にかかる説明図



○就学援助の見直しについて

1. 世帯収入の算定方法の見直し

町では、世帯の総所得から社会保険料等の控除等を行い、就学援助における世帯の収入（旧家計力）としていたが、これを世帯総収入から社会保険料等の控除した可処分所得（新家計力）に改める。

※家計力 = 事務処理要領でいう収入額（言葉の捉え違いを防ぐための言い換え）

2. 就学援助支給基準額の見直し

現行の特別支援教育就学奨励費を用いた需要額の1.1倍未満を支給対象としていたところを1.2倍未満に改めます。また、1.2倍から1.5倍（未満）の児童・生徒については給食費部分のみ支給する。

※基準額 > 収入額（家計力）の際に就学援助の支給対象として認定される。

3. 援助金費目

学用品費
学校給食費
医療費

4. 事業費

区分	予算額	人数	想定認定率	備考
現行（1.1倍）	79,386	1,026	30.09%	H29実績
1.2倍未満	58,187	677	19.91%	
1.2倍～1.5倍	64,278	829	24.38%	給食費のみ

給食費のみ対象人数	152
給食費のみ予算額	8,091